

国籍はいかに人の国際移動を左右するか

塩出 浩之

私は学生時代から最近まで、近代のアジア太平洋地域における日本人移民の歴史について研究してきた。その私にとって、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが人の国際移動に全世界的な遮断をもたらしたことは、虚を衝かれたような衝撃であった。

確かに第二次世界大戦直後のように、人の国際移動が極度に制限された時期はある。日本の敗北に伴い、旧植民地にいた日本人は日本に強制送還され、日本からの出国は主権回復まで不可能となった。しかし、そのように人の移動が制限される事態は、このグローバル化の時代には起こらないと思込んでいたのである。

私は時間が経つにつれて、今日の事態は、第二次世界大戦後の状況と同じように、近代世界におけるグローバルな人の移動の歴史の一部として説明されるべきだと考えるようになった。しかし、人の国際移動こそがコロナ・パンデミックをもたらした要因であり、それゆえに全世界で遮断されたことについては、いまさら論ずる必要はない。

ここで考えたいのは、人の国際移動において国籍がもつ意味である。コロナ・パンデミックのもと、世界各国は国境管理を著しく厳格化したが、共通して顕著にみられたのは、自国民と外国人との処遇の違いであった。自国民に関しては帰国を原則的に認めた上で、帰国後の防疫策が課題となった一方、外国人に関しては逆に入国の禁止・制限が基本とされ、事情に応じて入国を許可するという方針が採られたのである。

自国民と外国人の処遇の違いは、日本の場合に則してみると、いささか不釣り合いな状況を生んだ。日本人帰国者に対して十分な検疫や隔離が行われなかったことは、2020年3月中旬以降、国内に感染が拡大する要因となった。その一方で外国人については、旅行や出張を目的とする短期滞在者が入国を禁じられただけでなく、会社員や留学生など、中長期の在留資格をもち、日本に生活基盤を有する人々も、4月初めから7月末にわたって再入国をほぼ全面的に禁止された。また永住権・定住権を持つ外国人でさえ、4月以降に出国した場合には再入国を禁止された（在日コリアンなど、特別永住者は除く）。このような措置に疑問を抱いたのは、私だけではないだろう。

実のところ、国境管理にあたって自国民と外国人とを峻別するのは、近代国家の一つの本質といえる。ロジャース・ブルーベイカー（Rogers Brubaker）は、『フランスとドイツの国籍とネーション』（明石書店、2005年）（*Citizenship and Nationhood in France and Germany*, 1992）において、国民とは「無条件に国家の領内に滞在かつ居住する権利」を持つ者であり、それは「何らかの理由で国外に出た場合に再入国できる権利」も含むと指摘している。その一方、「国家は別の国家に属している人間だけをその〔別の国家の〕領域へと追放できる」のである。

第二次世界大戦の戦後処理でも、国籍は決定的な役割を果たしている。日本人の旧植民地からの強制送還、いわゆる「引揚げ」に際しては、日本国籍保有者が強制送還の対象となった。そのため、例えば朝鮮半島では、アメリカ軍が国籍登録を命じたのに対し、これを逃れようとした日本人もいた。また台湾では、残留のため中華民国籍の取得を希望した日本人もいたが、認められなかった。国境の変更によって、

旧植民地の日本人は外国人となり、縮小した日本へと追放されたのである。

加えて、ブルーベイカーがいう権利としての国籍は、決して生得的なものではなく、現実には国家によって与奪を握られている。第二次世界大戦中の日系アメリカ人は、日本が敵国となったため、強制立ち退き・強制収容の処分を受けた上に、アメリカへの「忠誠登録」を求められた。これに反発した一部の日系アメリカ人が忠誠登録を拒絶し、あるいは日本への「帰国」を希望すると、アメリカ連邦政府は彼らにアメリカ国籍の放棄を申請させ、日本に強制的に「送還」した（村川庸子『境界線上の市民権』御茶の水書房、2007年）。つまり、日系アメリカ人を「敵性外国人」とすることで追放したのである。同様の例は、やはり戦後にポーランドやチェコスロバキアのドイツ系住民が現地国籍を剥奪された上で追放され、受け入れ国である東ドイツや西ドイツ、オーストリアで国籍を付与されたことにも見いだせる（川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」』白水社、2019年）。

もちろん、これらは第二次世界大戦中や戦後という特異な状況下での出来事とみることも可能だろう。しかし錦田愛子は、中東諸国が国境の移動にあわせて、住民の国籍を恣意的に与奪してきた事例を検討し、それは「例外状況であるが、いつでも起こりうるものである」と指摘している（錦田編著『政治主体としての移民／難民』明石書店、2020年）。

つまり国籍とは、国家が人の国際移動を管理するためにつけているタグのようなものなのであろう。世界で多重国籍者が決して珍しくないのも、各国の国籍法が国家主権の一部をなすためであるが、国籍をタグとして捉えることの有効性を示すように思われる。

国際移動の不自由が日々痛感される状況のなかで、そもそも自由な国際移動なるものは存在するのか、さらに考え続けたいと思っている。

■塩出 浩之（しおで ひろゆき）SHIODE Hiroyuki

京都大学大学院文学研究科准教授。専攻は日本近現代史、日本政治史。2004年東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了、博士（学術）。琉球大学法文学部准教授、同教授を経て現職。主な研究成果は、単著『越境者の政治史』（名古屋大学出版会、2015年）など。